

《湯沢市から転出される方へ》

	湯沢市での手続き		新住所地での手続き
	内容	担当	
印鑑登録	手続きはありません。転出予定日で自動的に廃止になります。	【5～7番】 市民課 住民班 73-2116	新たに登録の手続きをしてください。
在留カード	手続きはありません。		転入先へカードをお持ちになり、新住所への追記手続きをしてください。
住民基本台帳カード 個人番号カード	不要な場合は返納してください。		転入先で継続利用の手続きを行うことにより、引き続き使用することができます。
電子証明書 住民基本台帳カード 個人番号カード	手続きはありません。転出予定日で自動的に廃止になります。		必要な場合は転入先で新たに申請してください。 ※暗証番号が必要になります。
転校	「転退学通知書」を交付します。在学中の学校へ提出し「在学証明書」を受領してください。		「在学証明書」等をお持ちになり、転校の手続きをしてください。
国民健康保険	転出予定日で資格がなくなります。保険証を返納してください。	【5～7番】 市民課 国保年金班 55-8164	転入先で加入の手続きをしてください。 ※所得課税証明書が必要になる場合があります。
後期高齢者医療	保険証を返却してください。県外へ転出の方は「負担区分証明書」を交付します。		県外の方は「負担区分証明書」をお持ちください。
福祉医療費 (マル福)	受給者証を返納してください。		市区町村によって制度が異なります。転入先の市区町村へお尋ねください。 ※所得課税証明書が必要になる場合があります。
国民年金加入	手続きはありませんが、海外へ転出される方は、手続きが必要となる場合があります。		転入先の担当課へお尋ねください。
国民年金受給	手続きはありません。		転入先の担当課へお尋ねください。
婦人・子どもの健診 子どもの予防接種	手続きはありません。	【11番】子ども 未来課子ども子育て 応援班 55-8275	転入先の担当課より受診券や接種券の交付を受ける必要があります。
児童手当	消滅の手続きをしてください。	【11番】 子ども未来課 児童福祉班 78-0166	転入先の担当課へお尋ねください。
児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更の手続きをしてください。		手当証書をお持ちになり転入先の担当課で14日以内に手続きをしてください。
保育所	担当へご確認ください。		転入先の市区町村へお尋ねください。
介護保険	受給資格がなくなりますので、被保険者証を返納してください。	【9番】 長寿福祉課 介護保険班 55-8309	介護認定を受けている方は、転入先で継続の手続きをしてください。
特別障害者手当 障害児福祉手当	資格喪失届の提出が必要です。担当までご連絡ください。	【10番】福祉課 障がい福祉班 55-8075	転入先で新たに申請が必要です。転入先の市区町村へお尋ねください。
上下水道	上下水道の使用を中止する場合、手続きを行ってください。	【2階】上下水道 お客様相談センター 73-2165	転入先の市区町村へお尋ねください。
空き家	持家が空き家になる場合は担当へお知らせください。	【8番】くらしの 相談課市民相談 窓口班 73-2115	
湯沢墓地公園	住所変更手続きが必要です。担当までご連絡ください。	【2階】都市計画課 都市計画班 73-2156	

湯沢市から「転出される方」の市税について

湯沢市から転出される方の手続きは、次のとおりとなります。
転出される前に、再度ご確認くださいようお願いいたします。

1 市県民税（個人住民税） … 毎年6月初旬納税通知書発送

市民税班 Tel0183-55-8094

市県民税は、1月1日に居住している市町村において賦課されます。その年の市県民税は、転出された後も、その市町村に納めていただきます。

○ 例) 4月1日に湯沢市から転出した場合

その年の市県民税については、全額を湯沢市に納めていただきます。翌年の市県民税については、翌年1月1日に居住する市町村において賦課されます。

○ 市県民税の申告

1月1日現在に湯沢市に居住していて、市県民税の申告がお済みでない方は、申告されるようお願いいたします。申告がお済みでない場合は、所得課税証明書の発行ができないこととなります。

2 固定資産税 … 毎年5月初旬納税通知書発送

固定資産税班 Tel0183-55-8095

固定資産税は、1月1日に所有している固定資産のある市町村において賦課されます。転出された後も、その市町村に納めていただきます。転出先からさらに住所を変更した場合は、変更後の住所をお知らせください。

3 軽自動車税種別割 … 毎年5月初旬納税通知書発送

市民税班 Tel0183-55-8094

軽自動車税種別割は、4月1日に軽自動車税対象車両の定置場所の市町村において賦課されます。転出された後も、その市町村に納めていただきます。転出先で引き続き使用される場合や、所有者が変わる場合は、所定の手続きをお願いします。

- ① 二輪（125cc超250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）、四輪貨物・四輪乗用車等 ※「秋田」ナンバー表示
→ 湯沢雄勝地区自家用自動車協会 湯沢市字鶴館39番地4 Tel0183-72-0101
- ② 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車等 ※「湯沢市（稲川町・雄勝町・皆瀬村）」ナンバー表示
→ 税務課または各総合支所

4 国民健康保険税 … 毎年7月中旬納税通知書発送

市民税班 Tel0183-55-8094

国民健康保険税は、居住する市町村において賦課されます。年度の途中に転出される場合、月割りで計算し、転出前の期間はその市町村において、転出後の期間は転出後の市町村に納めていただきます。

国民健康保険証の返納や、社会保険等への加入については、国民健康保険証担当にご相談ください。

○ 例) 8月23日に湯沢市から転出した場合

4月から7月までの国民健康保険税を湯沢市に、8月から翌年3月までの国民健康保険税を転出先の市町村に納めていただきます。転出手続きにより、国民健康保険税が再計算され、後日、税額変更通知書が郵送されます。この通知書が届くまでの間、納期限が過ぎるものは納めてください。仮に納付した額が再計算後の額を上回った場合は、後日還付（または充当）しますのでご了承ください。転出後の国民健康保険税の額や納付方法については、転出先市町村においてご確認ください。

～ 市税の納付はお忘れのないように ～

転出届により住所を変更した場合でも、納税義務が残る市税がありますので、課税（納税）状況のご確認をお願いします。また、湯沢市外に居住していて、湯沢市に納税義務がある方で、納税に不便がある場合は、納税管理人を定めていただくようご検討ください。

問い合わせ先 〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市役所
市民生活部税務課（納税班 Tel0183-73-2118）